

ほくりく「食」と「農」の消費者ネット意見交換会(石川県)の概要

日時：令和6年12月11日（水曜日）

場所：北陸農政局石川県拠点2階第2・3会議室

令和6年12月11日、『「食料・農業・農村基本法」及び新たな基本計画について』を本年度のテーマとして、石川県内の消費者団体6団体等から11名の方々を招いて意見交換会を行いました。

開会にあたり、北陸農政局 本田局次長から、「本年1月の能登半島地震及び9月の奥能登豪雨により被災された皆様に対し心からお見舞い申し上げますとともに、本日お集まりの皆様には組織を挙げて対応いただき感謝申し上げます。今年度は食料・農業・農村基本法（以下「基本法」という。）が25年ぶりに改正され、食料安全保障の考え方が新たに盛り込まれました。現在は、基本法に基づき今後5年間の具体的な計画を議論している状況です。本日は、改正された基本法のポイントと議論されている基本計画の内容を説明し、皆様と意見交換を行っていきたいと思います。意見交換会では、消費者団体の皆様の横の繋がりをこれまで以上に深めていただき、日頃感じている農政に対する疑問やご意見をお聞かせいただきますようお願いいたします。」と挨拶しました。

最初に、各団体の方々から、能登半島地震の被災地への支援活動や食育、プラスチックごみ削減運動、エシカル消費の推進、食品ロス削減推進サポーターの取組、フードバンクの取組、食文化の継承、米粉を使用した食品、アレルギー対応食品、農業体験教室等の取組など、令和6年度に取り組まれた活動を中心に発表していただきました。その後、情報交換を行い交流を深めました。

続いて、北陸農政局消費・安全部 香林消費・安全管理官から基本法改正のポイントについては、国民一人一人の食料安全保障や環境と調和のとれた食料システムを中心に基本理念等の説明を行いました。また、現在議論されている基本計画では、高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる方（いわゆる「買物困難者」等）や経済的理由により十分な食料を入手できない方（いわゆる「経済的困窮者」等）の増加による「食品アクセス問題」やコスト上昇に見合った価格改定が行われる環境整備の「合理的な価格改定」など、これらの具体的な施策を令和6年度末までに基本計画として取りまとめる予定であることを説明しました。

併せて、北陸農政局石川県拠点 井田地方調整官から、みどりの食料システム戦略について情報提供を行いました。

その後の意見交換では、能登半島地震に関連して、「支援物資は、避難所には届くが自宅避難者や車中泊者には届かなかった。」「全国から多くの物資を頂いたが、災害発生時

は県の窓口もパニック状態で、出し手と受け手のマッチングが上手くいかず、被災者へ届けるのに時間が掛かってしまった」「避難所におけるニーズは刻々と変わっていくので、フードドライブで集まった物であっても被災者が必要としているものを届けるべきだと感じた。」などのコメントがありました。

また、地震以外では、「学校教育現場におけるスポーツ栄養の現状と子供たちが何をどのように食べるか「選ぶ力」が重要ではないか」「フードドライブ活動への支援措置について知りたい」等の意見や要望もありました。

最後に、北陸農政局石川県拠点 井田地方調整官から「本日の意見交換会をきっかけに皆様同士の輪が広がっていくこと期待し、北陸農政局へも様々な情報を共有いただければと思っています。」と挨拶し、閉会しました。

意見交換会出席者

【消費者団体】 （6団体、10名）

金沢市校下婦人会連絡協議会、石川県生活学校連絡会、JA 石川県女性組織協議会、NPO 法人消費者支援ネットワークいしかわ、石川県生活協同組合連合会、（公社）石川県栄養士会

【石川県】

農林水産部ブランド戦略課

【北陸農政局】

北陸農政局次長

北陸農政局石川県拠点地方調整官

北陸農政局消費・安全部消費・安全管理官

ほか